2　保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項第三号、第八号及び第九号の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該保険契約者又は当該被保険者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該保険会社等若しくは当該外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、当該保険募集人又は当該保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該交付をしたものとみなす。

3　保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、その用いる第十四条の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4　前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、当該保険契約者又は当該被保険者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該保険契約者又は当該被保険者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該保険契約者又は当該被保険者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二百三十六条中「第四十七条の三第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（規模が大きい特定保険募集人）

第二百三十六条の二　法第三百三条に規定する内閣府令で定めるものは、毎事業年度末において次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　所属保険会社等のうち生命保険会社及び外国生命保険会社等（以下この号において「所属生命保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属生命保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

二　所属保険会社等のうち損害保険会社及び外国損害保険会社等（以下この号において「所属損害保険会社等」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属損害保険会社等から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

三　所属保険会社等のうち少額短期保険業者（以下この号において「所属少額短期保険業者」という。）の数が十五以上であるもの又は当該事業年度において二以上の所属少額短期保険業者から受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるもの。

第二百三十七条の見出しを「（特定保険募集人又は保険仲立人の業務に関する帳簿書類の保存）」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定保険募集人（法第三百三条に規定する特定保険募集人をいう。次条第一項及び第二百三十八条第一項において同じ。）は、保険契約の締結の日から五年間、当該保険契約に係る法第三百三条に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

第二百三十七条第三項第一号中「第二百九十六条第一項」を「第二百九十四条第四項」に改め、同項第二号イ中「以下この条」を「ロ及び次条第二項ただし書」に改め、同項に次の一号を加える。

三　顧客との保険契約の締結の媒介に係る委託契約書又は顧客から保険契約の締結の媒介の委託を受けたことを証する書面

第二百三十七条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（特定保険募集人又は保険仲立人が備え置かなければならない帳簿書類）

第二百三十七条の二　法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、特定保険募集人にあっては、所属保険会社等ごとに、次に掲げる事項とする。

一　保険契約の締結の年月日

二　保険契約の引受けを行う保険会社等又は外国保険会社等の商号又は名称

三　保険契約に係る保険料

四　保険募集に関して当該特定保険募集人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

2　法第三百三条に規定する内閣府令で定める事項は、保険仲立人にあっては次に掲げる事項とする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項の全部又は一部が結約書に記載されている場合は、当該全部又は一部の事項の記載を省略することができる。

一　保険契約の締結の年月日

二　保険契約の当事者の氏名、商号又は名称

三　第二百三十二条各号に掲げる事項

四　保険契約の締結の媒介に関して当該保険仲立人が受けた手数料、報酬その他の対価の額

五　保険契約が自己契約（法第二百九十五条第一項に規定する自己契約をいう。）であるときは、その旨

六　保険契約者に対して行った保険契約の締結の媒介の内容

第二百三十八条の見出し中「保険仲立人」を「特定保険募集人又は保険仲立人」に改め、同条第一項中「事業報告書は」の下に「、特定保険募集人が法人である場合においては別紙様式第二十五号の二により、個人である場合においては別紙様式第二十五号の三により」を加える。

第二百三十九条の十一第三項第一号ホ中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第二百四十七条中「第四十七条の三第一項第一号」を「第四十八条第三項第二十五号」に改める。

第二百四十八条中「第四十七条の三第一項第一号」を「第四十九条第一項第一号」に改める。

別表（第五十三条第一項第五号関係（資産の運用を保険会社が行う場合））から別表（第五十三条第一項第六号関係）までを削る。

別表（第二百十一条の三十七第一項第五号ロ関係（少額短期保険業者））の次に次の三表を加える。

別表（第二百二十七条の二第三項第十号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第八号関係（資産の運用を保険会社が行う場合））

一　資産の運用に係る目的及び基本的性格

二　資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限

三　資産の運用に係る運用リスク

四　資産の運用実績

五　当該保険契約の保有件数

六　資産の内訳

七　資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの

別表（第二百二十七条の二第三項第十号及び第二百三十四条の二十一の二第一項第八号関係（資産の運用を受益証券又は投資証券の取得により行う場合の当該資産の運用に関する極めて重要な事項））

一　取得の対象となる受益証券又は投資証券（以下「受益証券等」という。）の名称

二　受益証券等の目的及び基本的性格並びに仕組み

三　受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限

四　受益証券等の投資リスク

五　受益証券等の投資状況、投資資産（投資有価証券の主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なものをいう。）及び運用実績（純資産の推移及び収益率の推移を含む。）

六　受益証券の貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の主要部分

（注）　受益証券等について金融商品取引法第二条第十項（定義）に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあっても、これに準じて作成すること。